

障害福祉サービス等の現状

①障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。

②3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成23年3月から平成24年3月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で11.9%増加している。
一方、精神障害者の利用者数は23.3%の増加となっている。

③障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。
障害児給付延べ利用者数、利用額において、児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

④障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

平成22年4月から、実質的な応能負担として低所得の利用者負担を無料化。
障害福祉サービス利用者のうち、93.3%が無料でサービスを利用している。
給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.22%となっている。

⑤施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法施行時に比べ着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

⑥一般就労への移行の現状

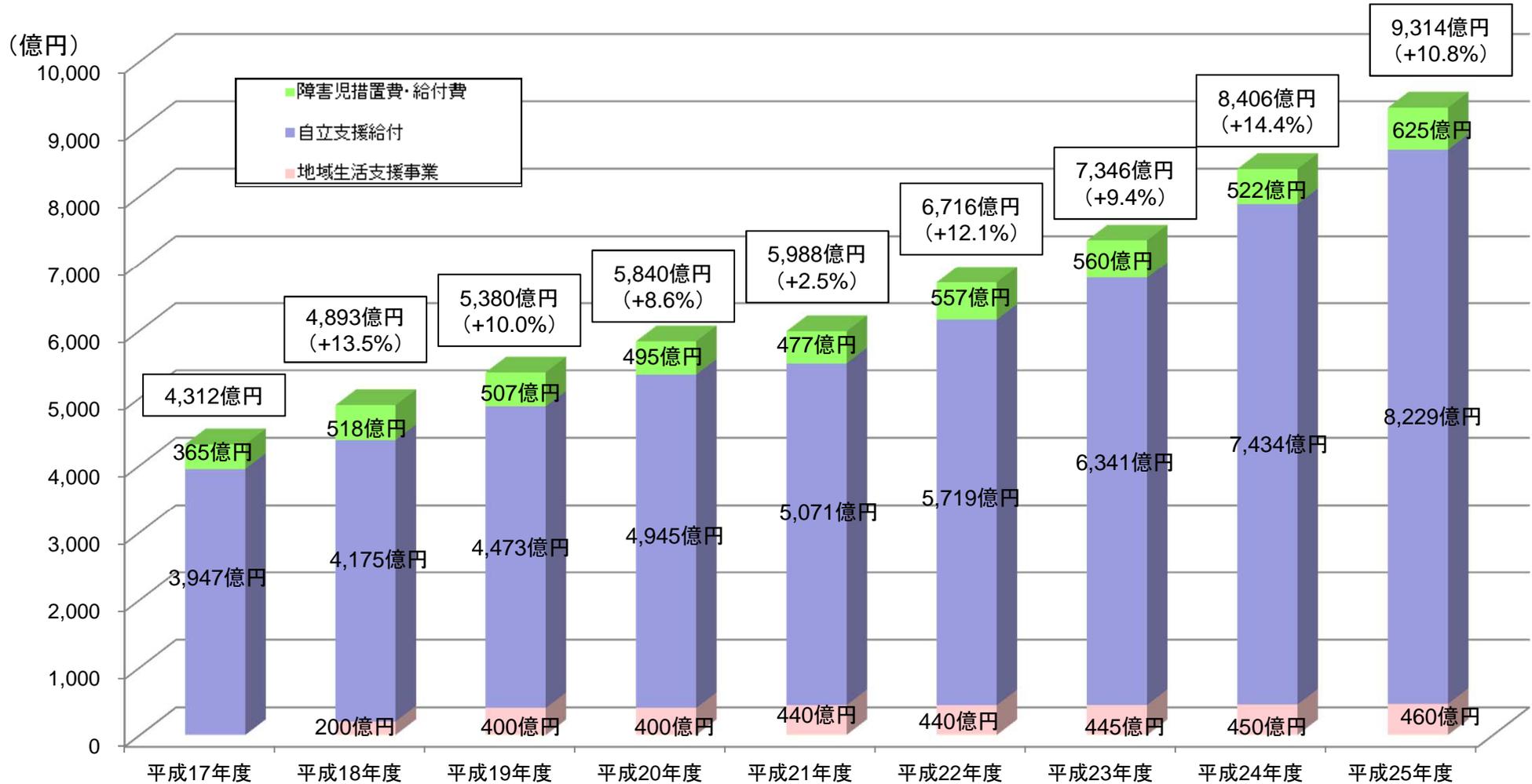
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。

⑦支給決定プロセスの見直し等

サービス等利用計画については、平成24年度から対象を拡大し、平成27年度からは全ての利用者を対象とする。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



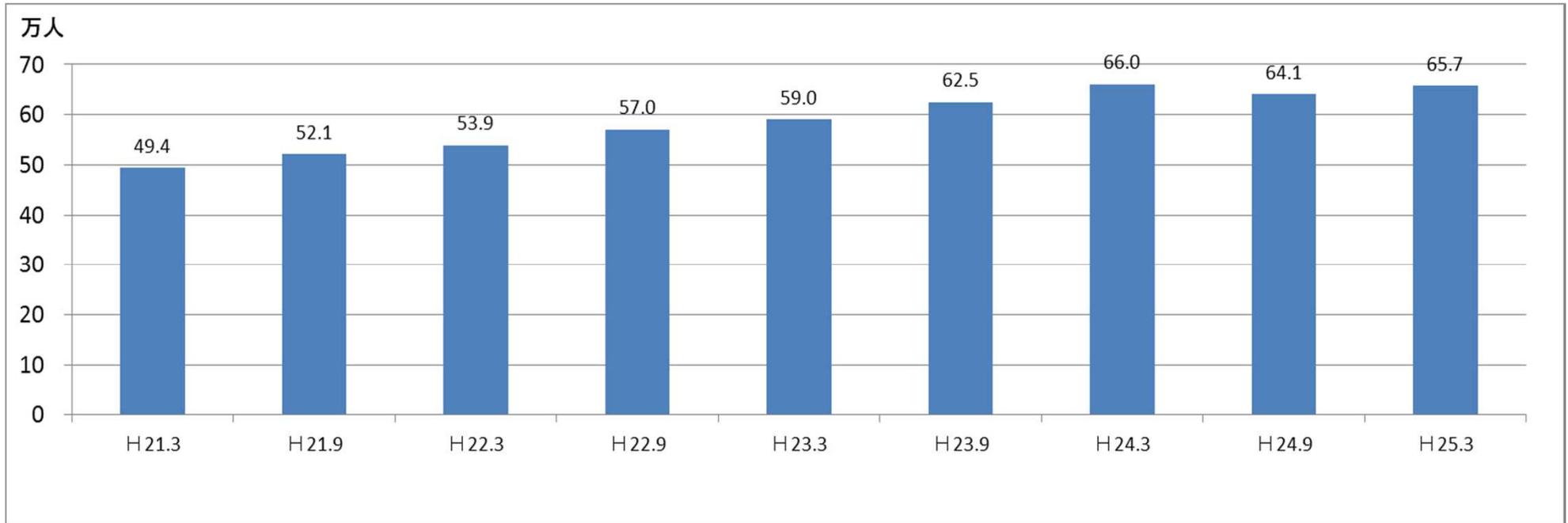
(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成23年3月から平成24年3月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で11.9%増加している。
一方、精神障害者の利用者数は23.3%の増加となっている。



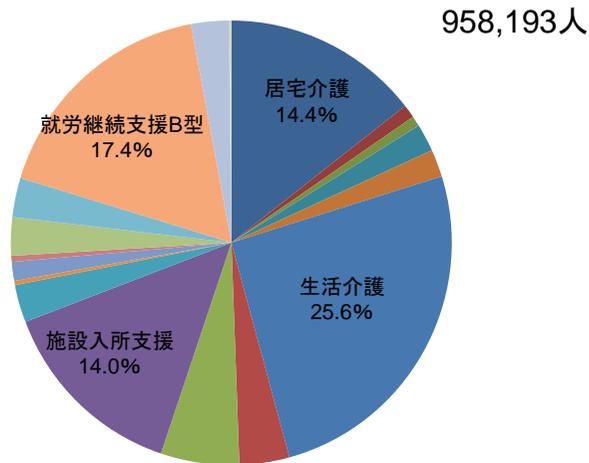
○平成23年3月→平成24年3月の伸び率(年率)…… 11.9%

このうち	身体障害者の伸び率……	11.3%	(24年3月の利用者数)	16.6万人
	知的障害者の伸び率……	6.3%		30.2万人
	精神障害者の伸び率……	23.3%		10.5万人
	障害児の伸び率……	12.1%		8.7万人

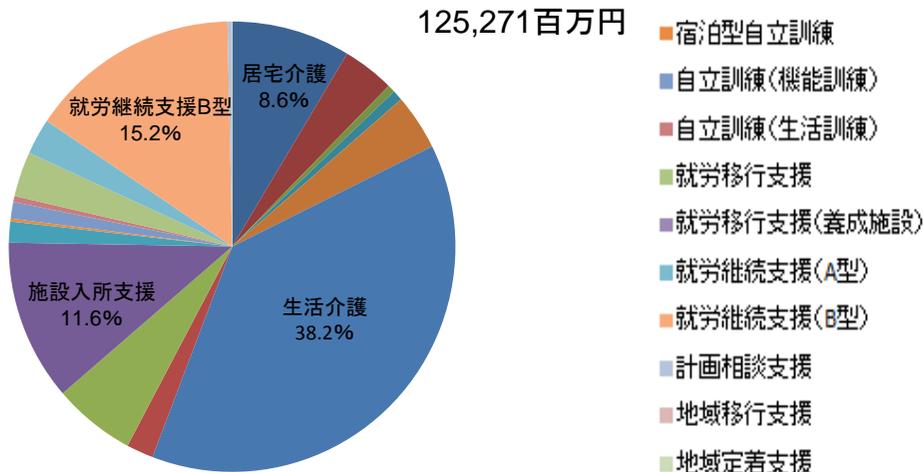
障害福祉サービスの現状(平成25年3月)

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。

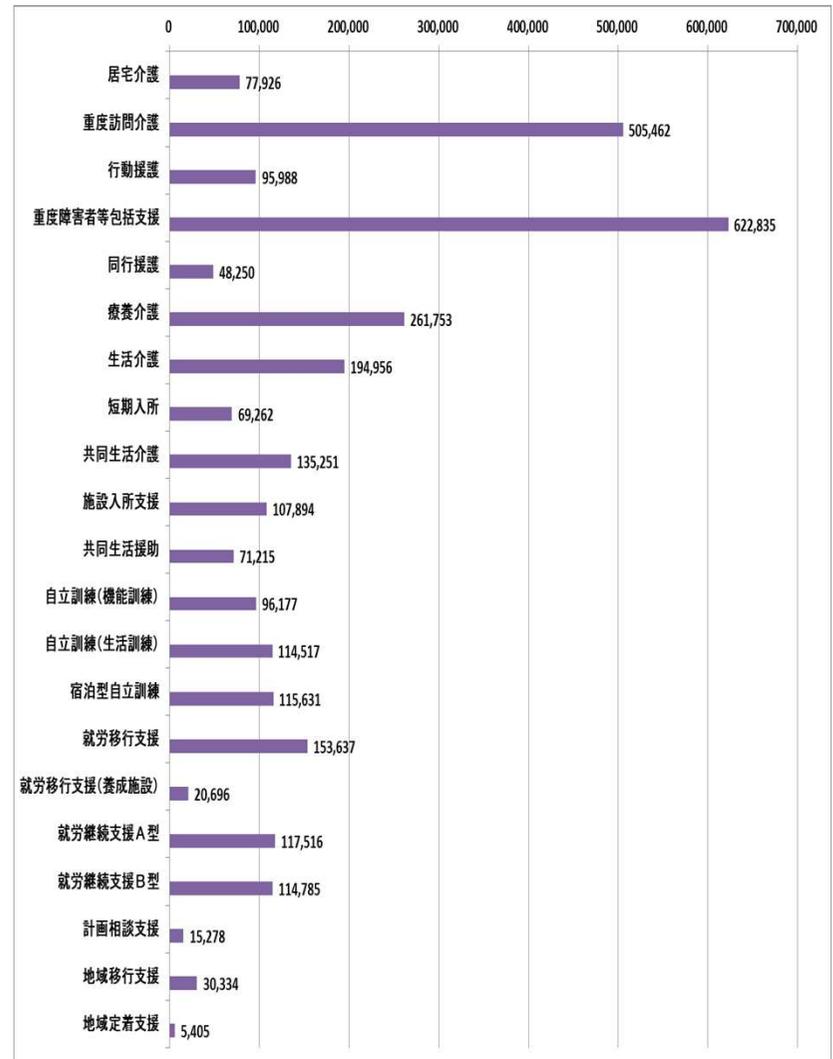
障害福祉サービス延べ利用者数



障害福祉サービス延べ利用額



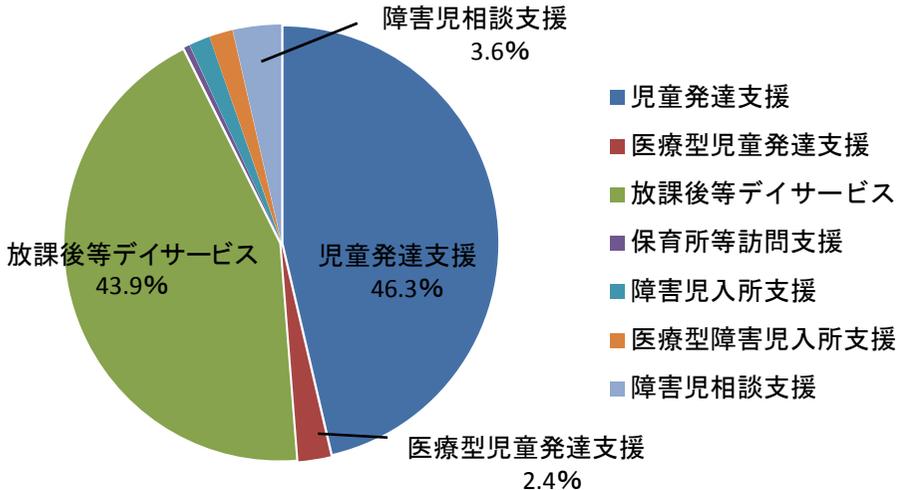
サービス種類別の1人当たり費用額 (単位:円)



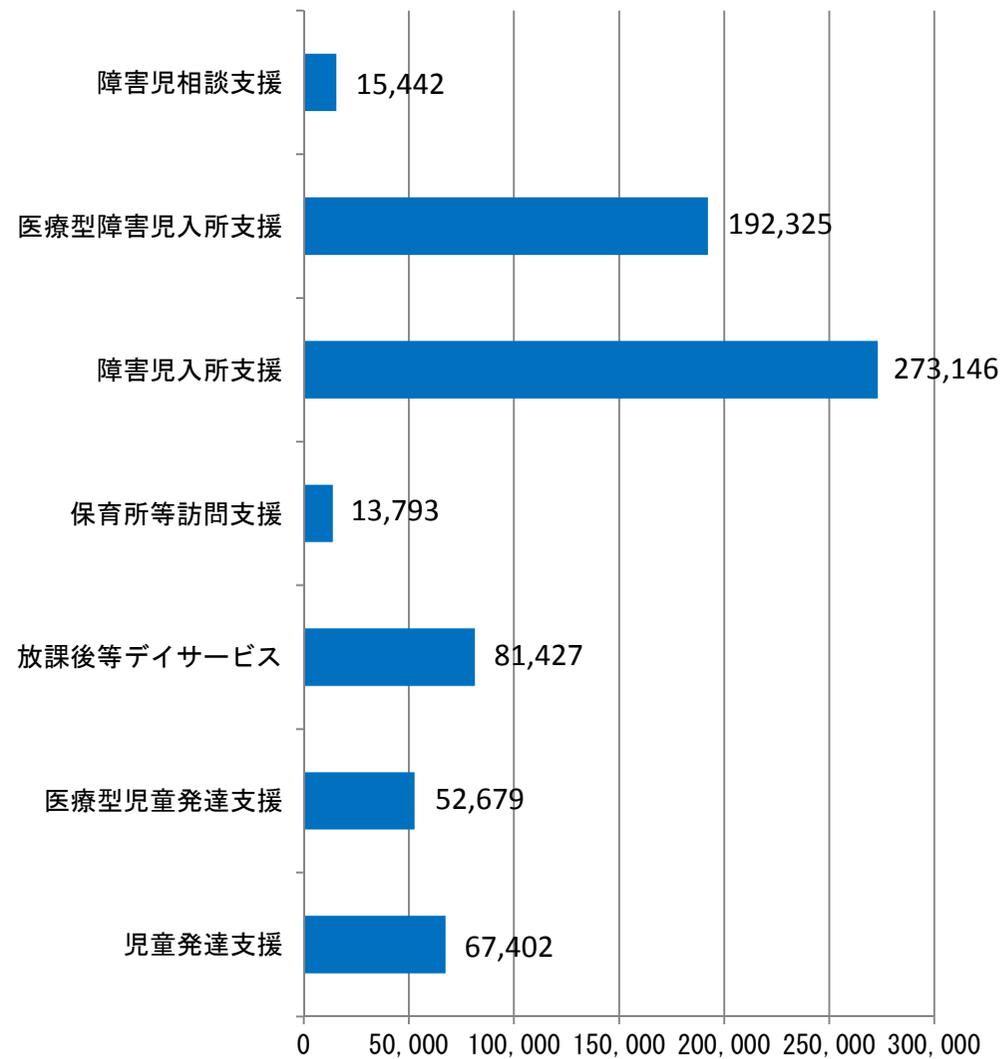
障害児給付費の現状(平成25年3月)

障害児給付費延べ利用者数、利用額において児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

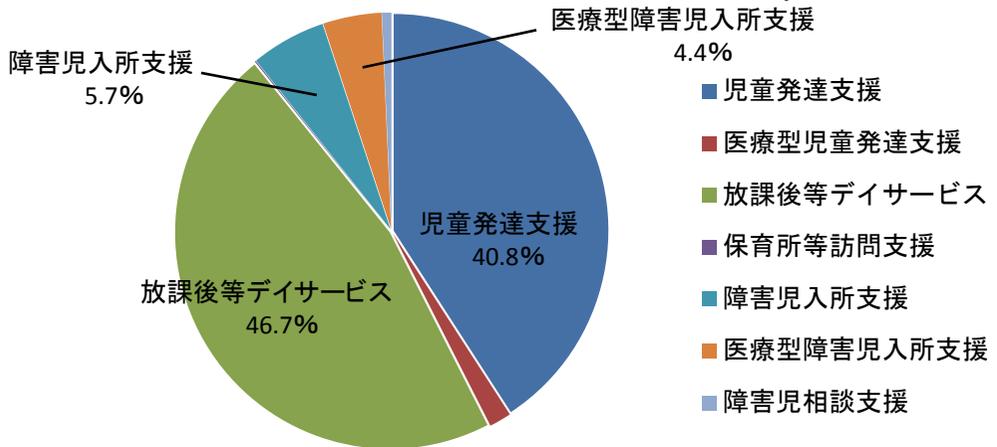
障害児給付費延べ利用者数 125,012人



サービス種類別の1人当たり費用額 (単位:円)



障害児給付費延べ利用額 9,567百万円



※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

障害福祉サービス等の体系1

サービス名			利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	138,390	17,148
	重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う	9,262	5,929
	同行援護 者 児	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	19,321	4,969
	行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	7,125	1,211
	重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	35	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	35,023	3,538
	療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	19,122	242
	生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	245,221	7,945
施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	134,247	2,630
居住系	共同生活介護(ケアホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,321	4,329
	共同生活援助(グループホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う	26,408	3,503
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,722	178
	自立訓練(生活訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	13,207	1,181
	就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	26,426	2,594
	就労継続支援(A型=雇用型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	27,404	1,527
	就労継続支援(B型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	166,361	7,740

(注) 1. 表中の「**者**」は「障害者」、「**児**」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年3月現在の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系2

サービス名			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	57,929	2,365
	医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	3,011	112
	放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	54,819	3,115
	保育所等訪問支援 児	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	550	116
障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。	1,981	182
	医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,190	183
相談支援系	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	26,237	2,579
	障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	4,532	702
	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	547	262
	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う。	1,282	255
			その他の給付	

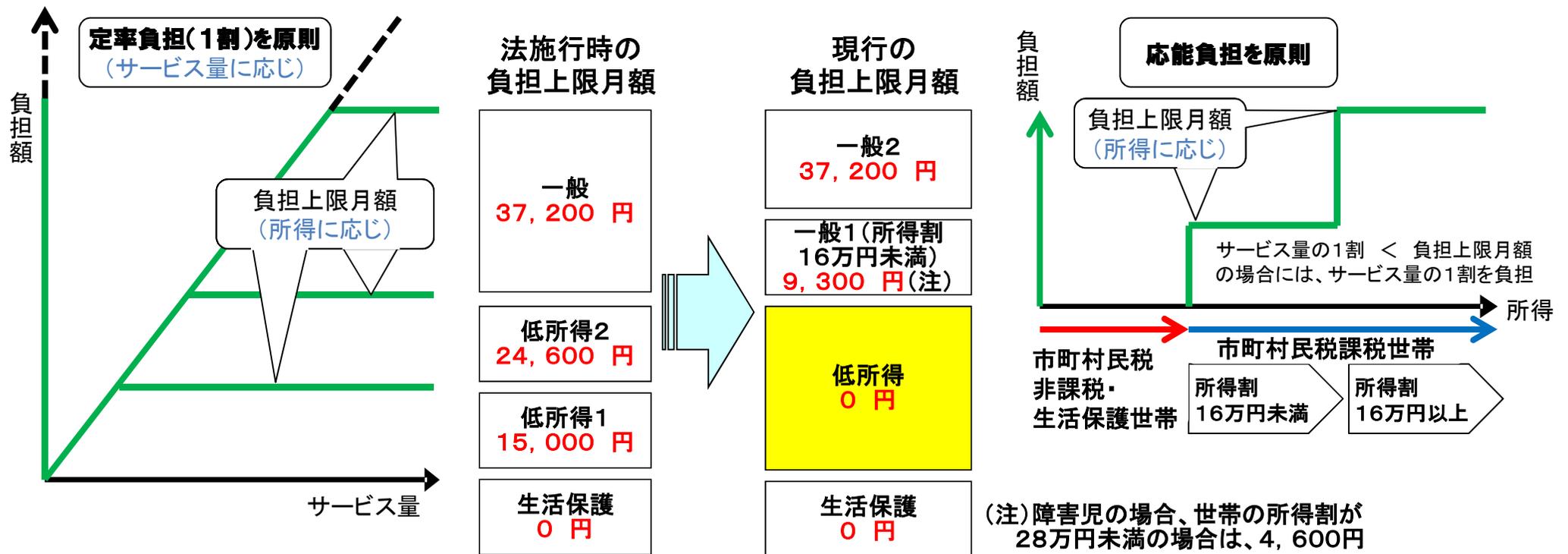
(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年3月現在の国保連データ。

※障害児について、通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所系サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



(注)障害児の場合、世帯の所得割が28万円未満の場合は、4,600円

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

平成25年3月の利用者負担額等データ(障害者自立支援法に基づく介護給付費等)

- 障害福祉サービス利用者のうち、**93.3%**が無料でサービスを利用している。(H22.3 11.0% → H25.3 93.3%)
※市町村民税非課税世帯(低所得者、生活保護)は、利用者負担が無料。
- 給付費全体に対する利用者負担額の割合は、**0.22%**となっている。(H22.3 1.90% → H25.3 0.22%)

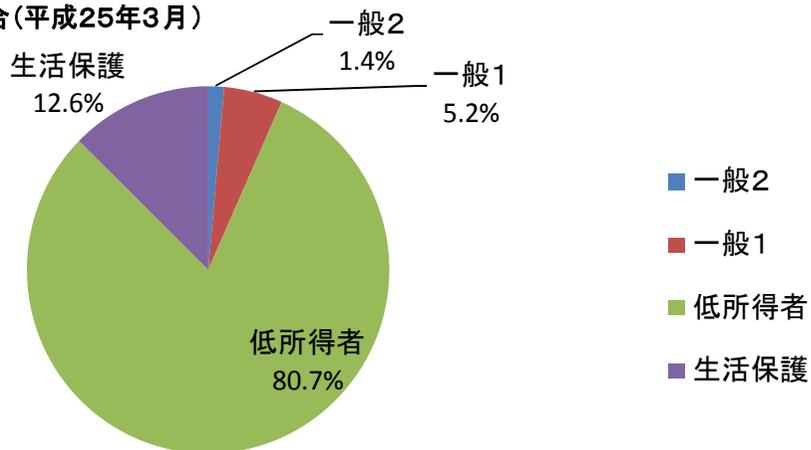
○障害福祉サービス

所得区分	平成25年3月				
	利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	0.9	1.4%	13.4	1.1	8.34%
一般1	3.4	5.2%	37.3	1.7	4.50%
低所得者	53.1	80.7%	1,087.9	—	—
生活保護	8.3	12.6%	109.9	—	—
計(平均)	65.7	100.0%	1,248.5	2.8	0.22%

(参考)

平成22年3月の負担率	
8.69%	一般2
5.67%	一般1
2.29%	低所得2
0.70%	低所得1
—	生活保護
1.90%	計(平均)

所得区分毎の割合(平成25年3月)



(内訳)

入 所: 15.3万人
GH・CH等: 8.6万人
居 宅: 16.0万人
通 所: 25.8万人

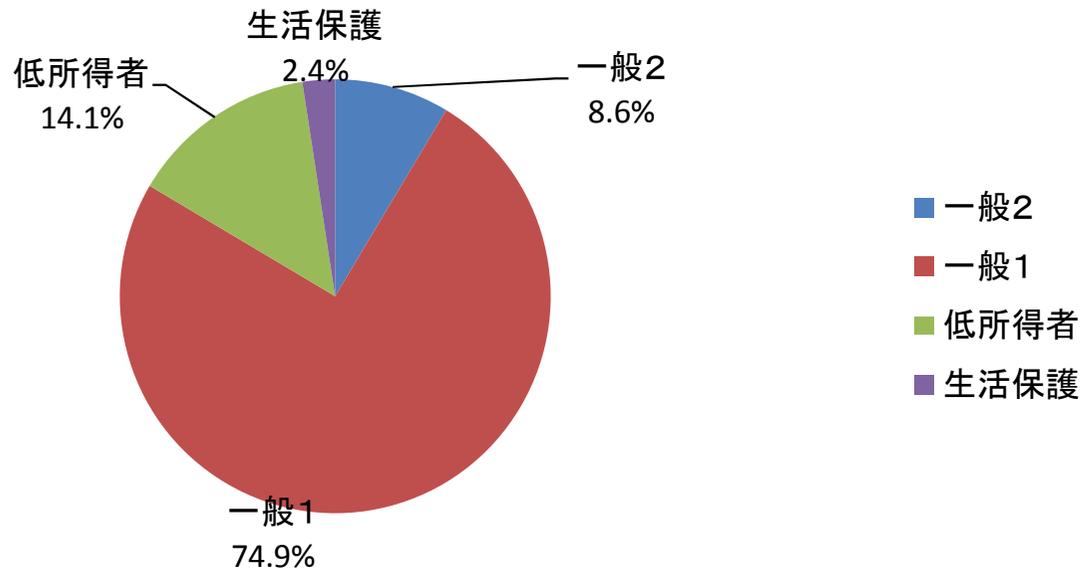
※平成24年3月時点では、

- ①無料でサービスを利用している者の割合は84.8%、
- ②給付費に対する利用者負担額の割合は0.40%、であったが、平成24年4月からの制度改正で、障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法の障害児通所支援へ移行したこと等により、障害者自立支援法に係る利用者負担額の割合が減少している。

＜参考＞平成25年3月の利用者負担額等データ(障害児給付費)

所得区分	平成25年3月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	10,303	8.6%	6.9	0.6	9.33%
一般1	89,645	74.9%	69.4	3.1	4.42%
低所得者	16,839	14.1%	15.6	—	—
生活保護	2,931	2.4%	3.1	—	—
計(平均)	119,718	100.0%	95.0	3.7	3.92%

所得区分毎の利用者数割合(平成25年3月)



(内訳)

入 所: 0.4 万人
通 所: 11.6 万人

※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)
入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

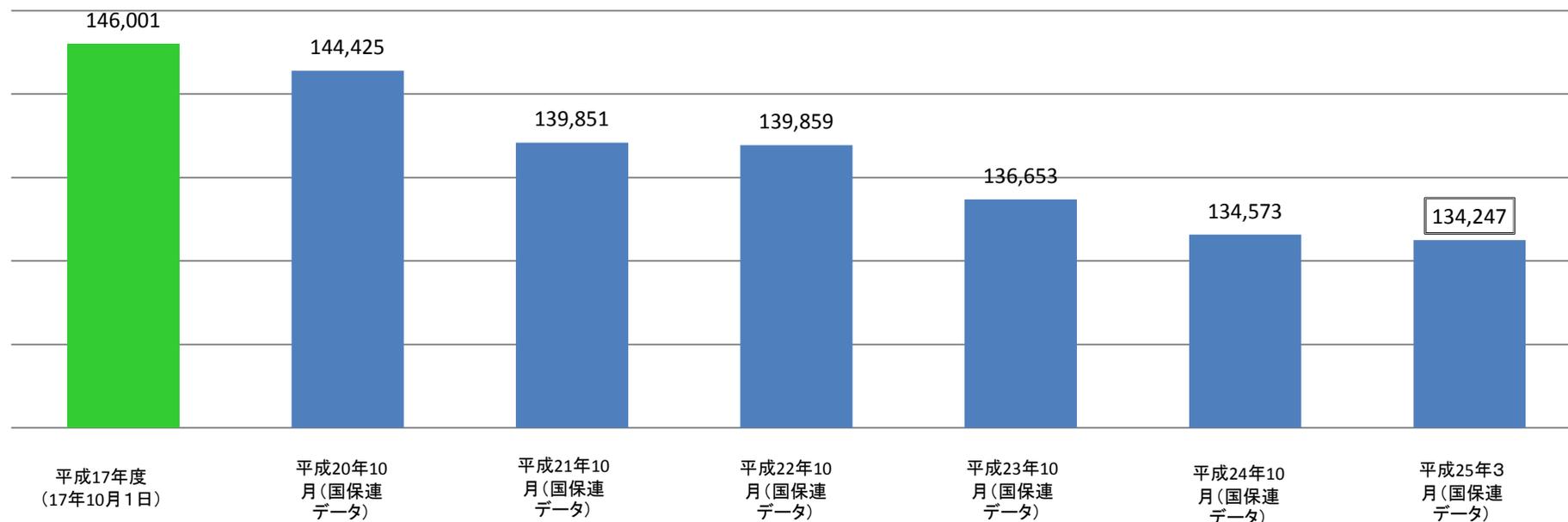
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

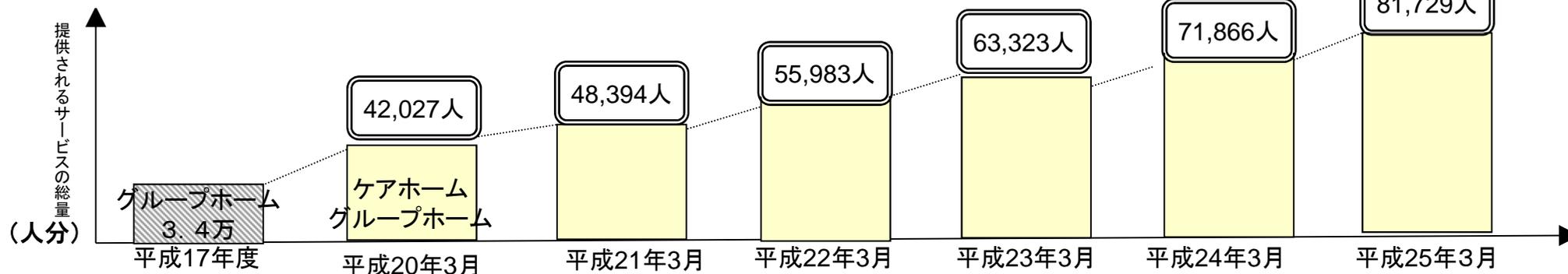
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等

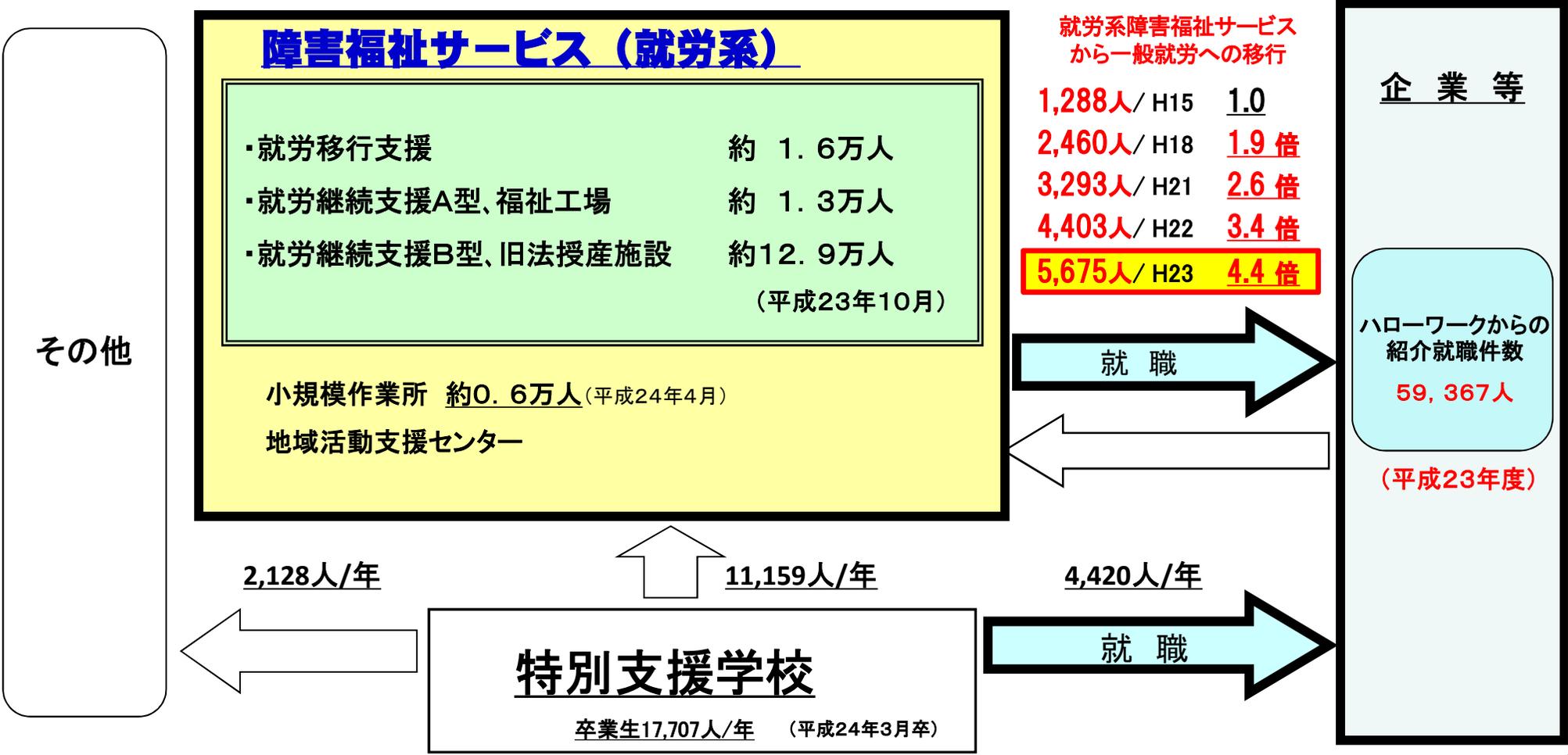


一般就労への移行の現状

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。
 障害者総数約744万人中、18歳～64歳の在宅者の方、約332万人(内訳:身124万人、知27万人、精181万人)

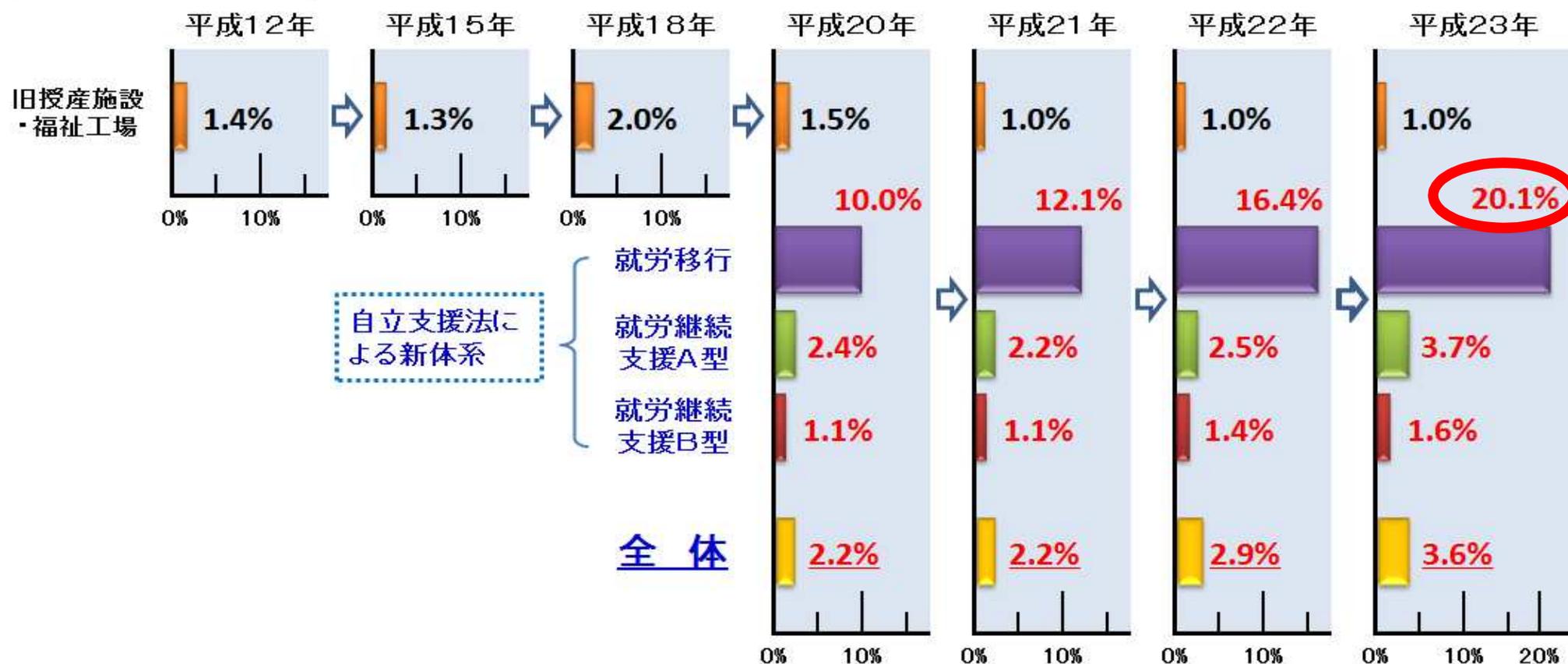
一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 **24.3%** 障害福祉サービスが約 **64.7%**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 **1.3%(H15) → 3.6%(H23)**
 ※就労移行支援からは**20.1%(H23)**



就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者数の推移

① 一般就労への移行率



② 一般就労への移行者数



【データの出典】 社会福祉施設等調査

支給決定プロセスの見直し等

サービス等利用計画については、平成24年度から対象を拡大し、平成27年度からは全ての利用者を対象とする。

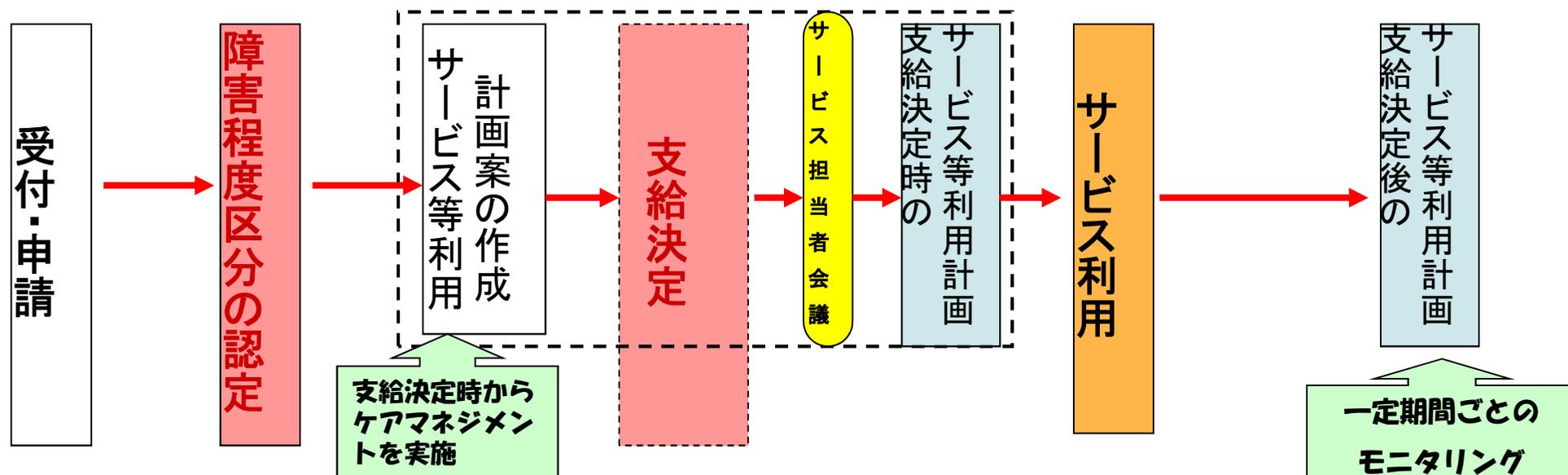
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

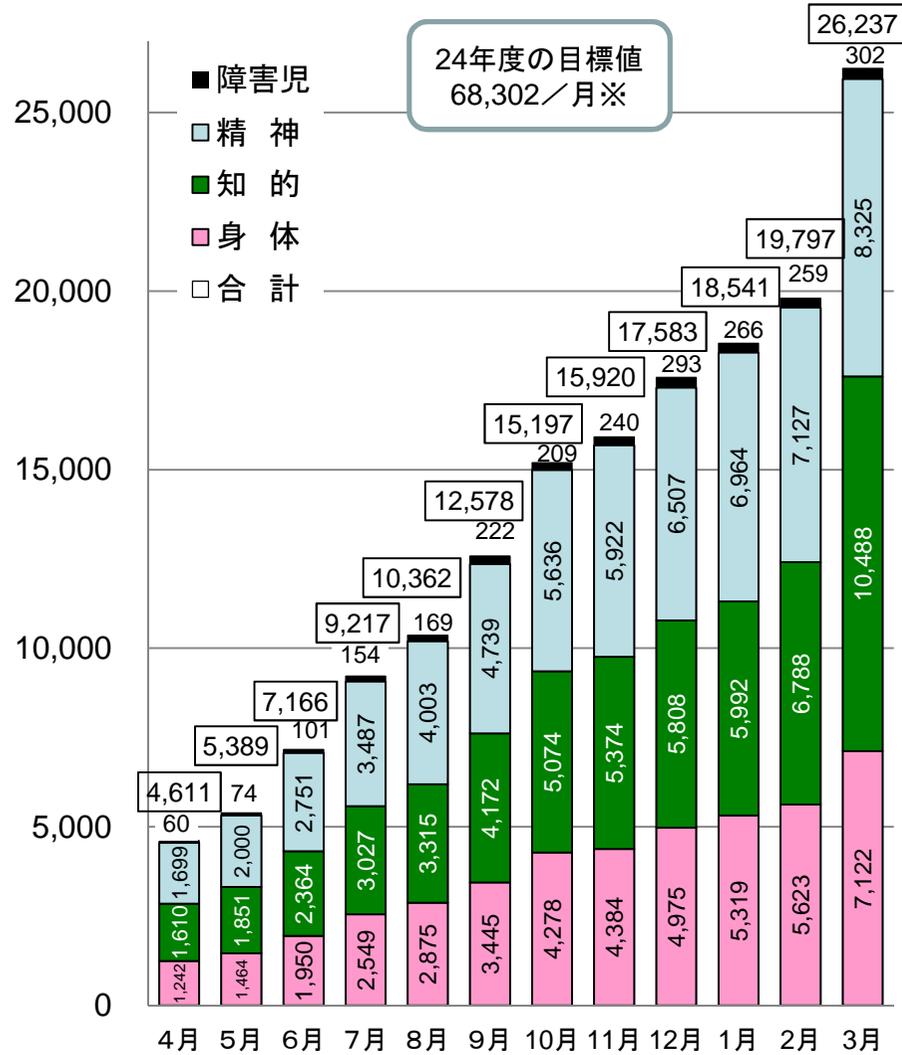
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



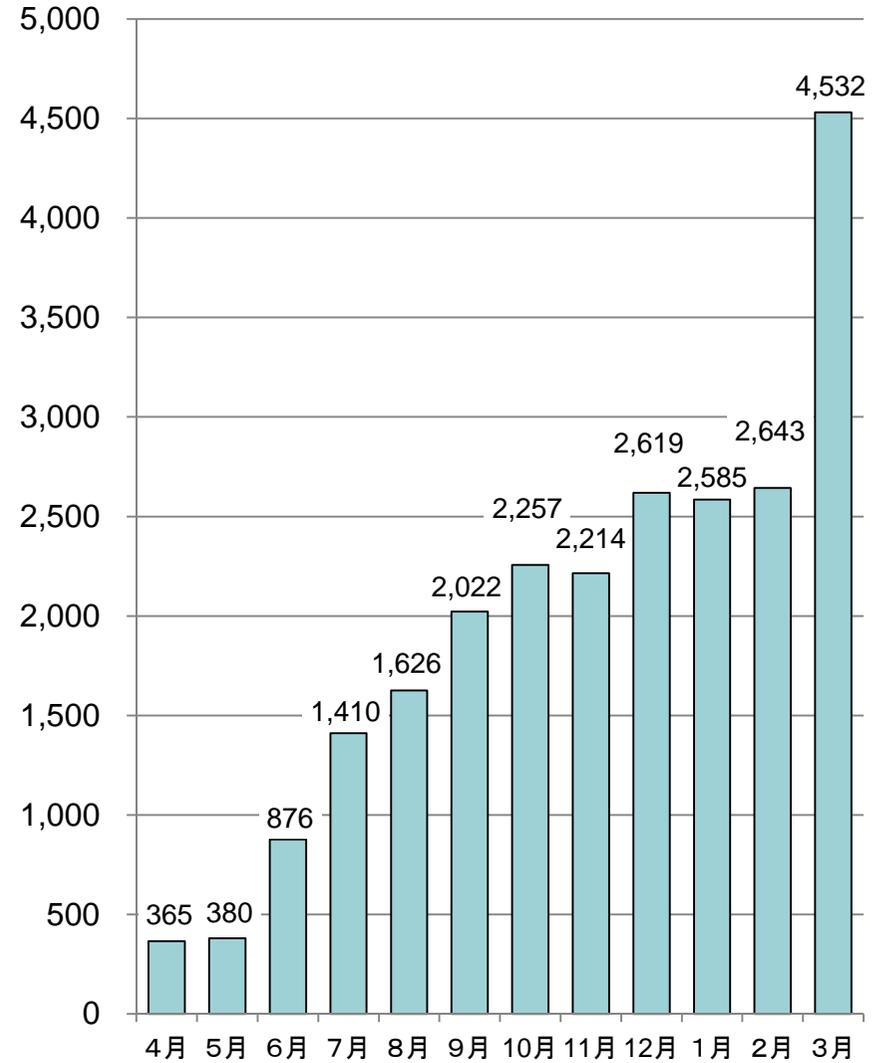
相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

計画相談支援



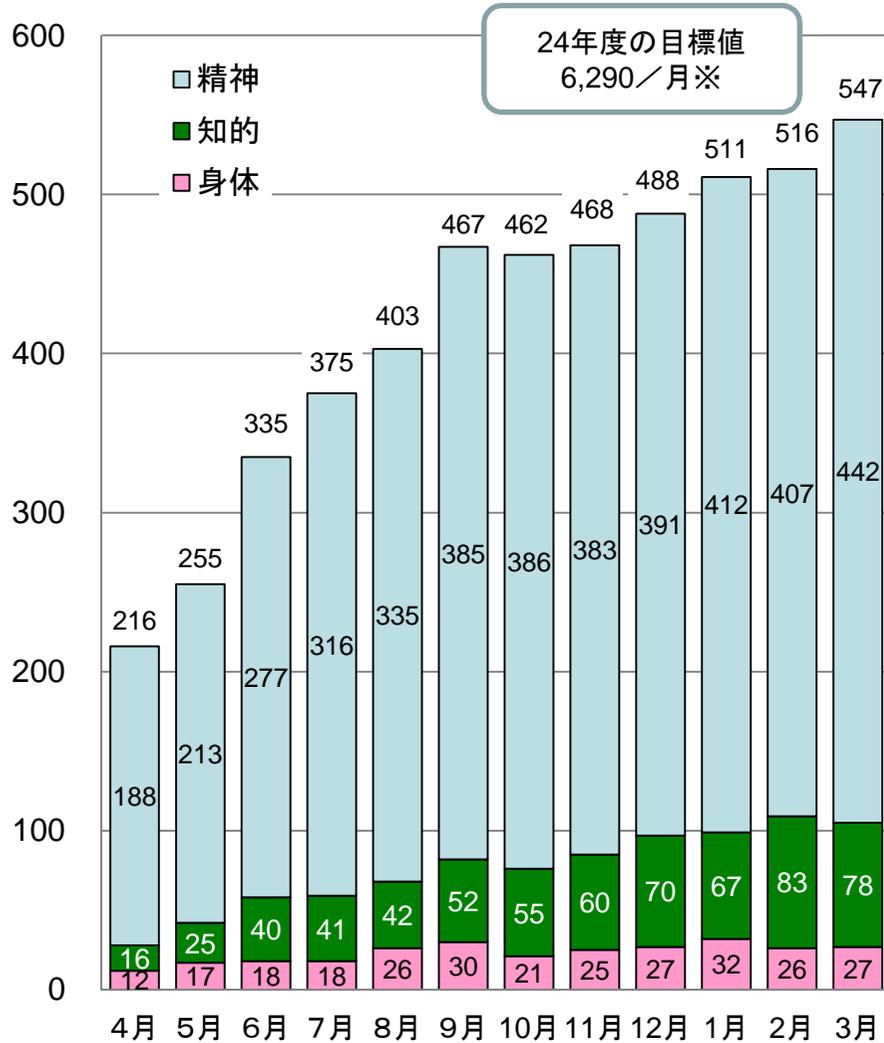
障害児相談支援



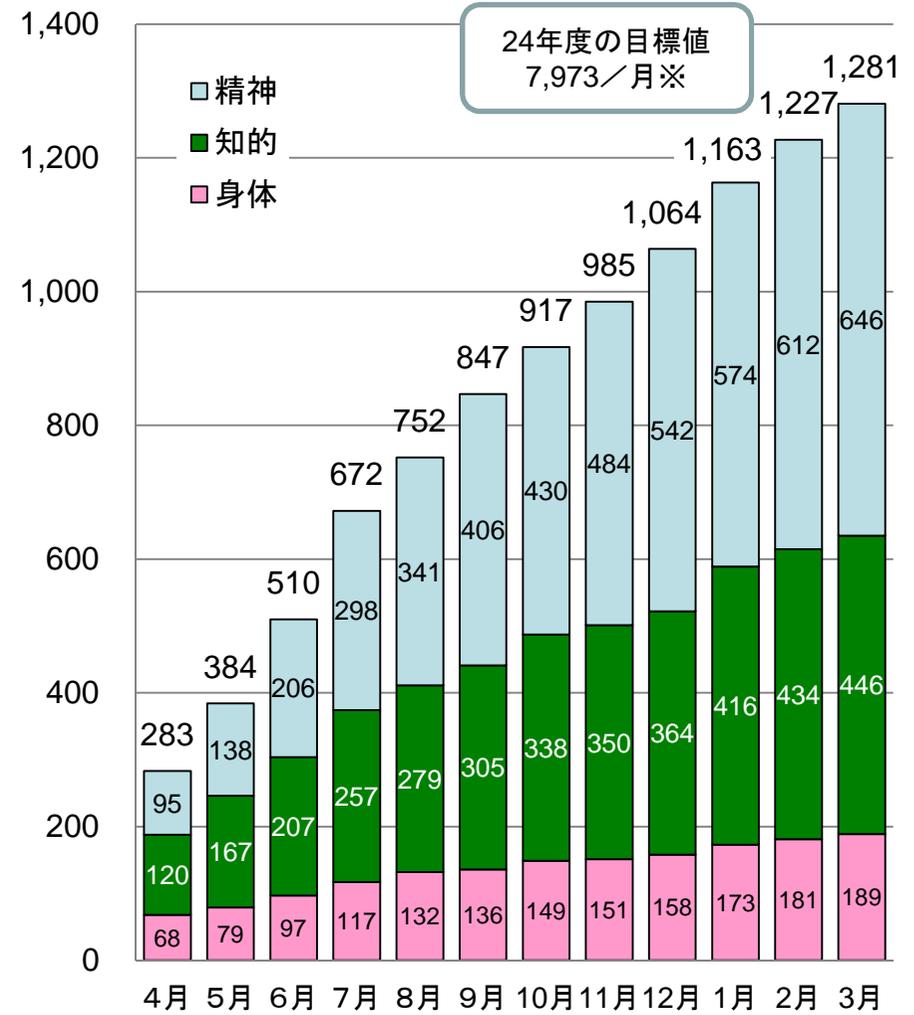
相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

地域移行支援



地域定着支援



※ 8月～3月分については障害児(1)を除く

障害福祉サービスの体系

参考

<旧サービス> (支援費制度等)

居宅サービス

- ホームヘルプ(身・知・児・精)
- デイサービス(身・知・児・精)
- ショートステイ(身・知・児・精)
- グループホーム(知・精)

施設サービス

- 重症心身障害児施設(児)
- 療護施設(身)
- 更生施設(身・知)
- 授産施設(身・知・精)
- 福祉工場(身・知・精)
- 通勤寮(知)
- 福祉ホーム(身・知・精)
- 生活訓練施設(精)



<新サービス> (障害者自立支援法)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

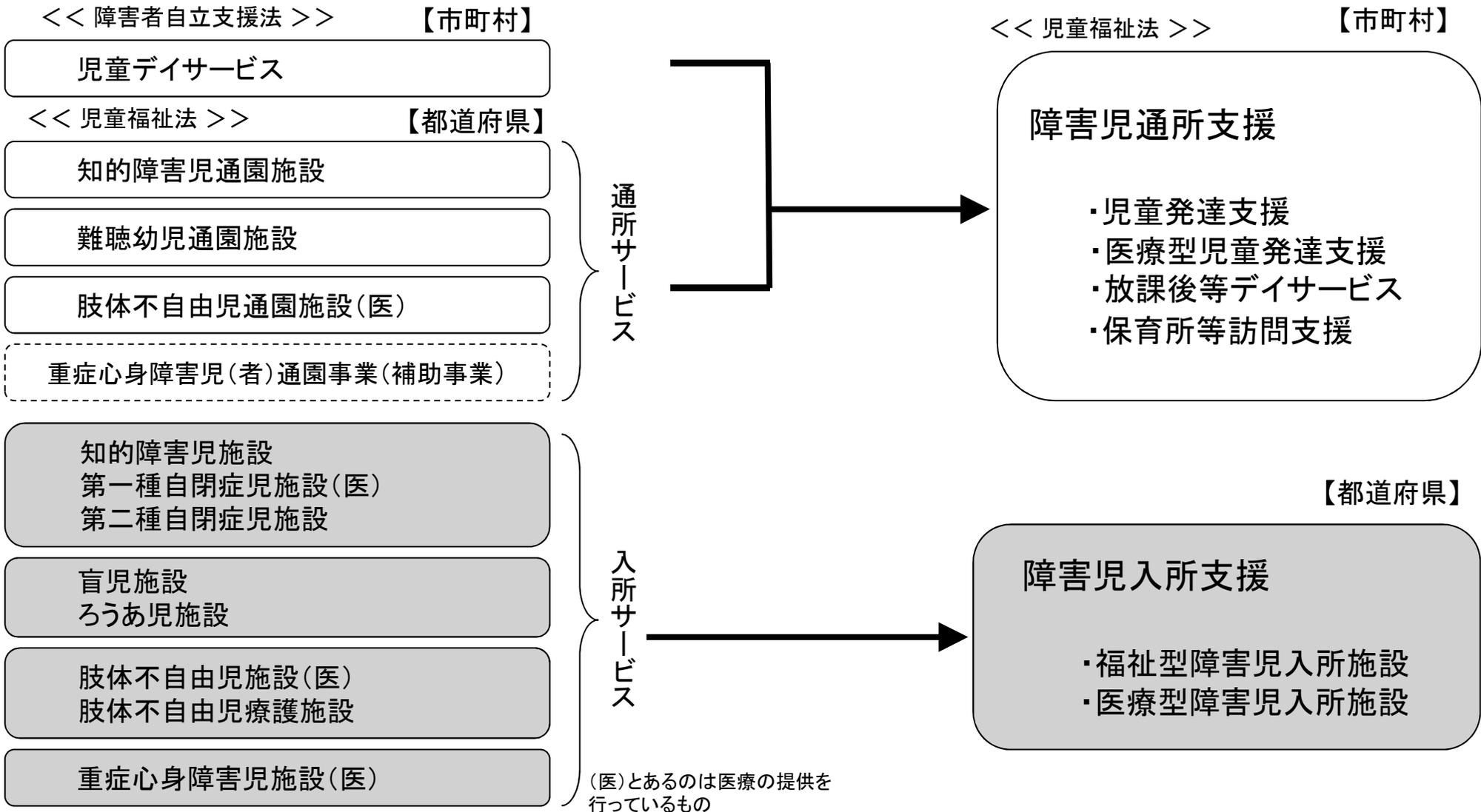
【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

※この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



報道関係者 各位

平成25年6月28日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部企画課
課長補佐 森岡 久尚 (内線 3019)
係長 青木 健一 (内線 3029)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2389

「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」 の結果公表

～身体障害者手帳・療育手帳の所持者は増加、非所持者のニーズも明らかに～

厚生労働省では、これまで、原則5年ごとに「身体障害児・者実態調査」及び「知的障害児（者）基礎調査」を実施し、調査結果を公表してきましたが、平成23年実施分では、これらを統合して一つの調査とし、新たに「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「障害者手帳は所持していないが、長引く病気やけが等により、日常生活にしづらさを感じている者」も対象として実態を調査しました。このほど、その結果がまとまりましたので公表します。

- 調査結果（平成23年12月1日現在の状況）のポイントは以下のとおりです（結果の概要：別添1）。
 - ・ 在宅の身体障害者手帳所持者（推計値）は386.4万人、療育手帳所持者（推計値）は62.2万人となり、いずれも前回調査から増加しています。

在宅の障害者手帳所持者等の推計値（*1人の障害者が複数の種類の手帳を持っている場合あり）

障害者手帳所持者	479.2万人	
身体障害者手帳所持者	386.4万人	前回※1（平成18年）357.6万人
療育手帳所持者	62.2万人	前回※1（平成17年）41.9万人
精神障害者保健福祉手帳所持者	56.8万人	前回は調査せず
障害者手帳非所持者で、自立支援給付等を受けている者※2	32.0万人	前回は調査せず

※1 前回の数値は、「手帳所持者の数」と「手帳は所持していないが同等の障害を有する者の数」の合計数です。

※2 このうち、精神通院医療を受けている者が12.5万人、精神通院医療を受けていないが、精神通院医療以外の自立支援給付等を受けている者が19.5万人です。

- ・ 障害者手帳非所持かつ自立支援給付等を受けていない者の中で、障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者（以下「生活のしづらさがある者」という。）の数を推計したところ、132.9万人（65歳未満：29.3万人、65歳以上：103.5万人）でした。

このうち、福祉サービスを利用していないがその利用を希望している者は20.1万人（65歳未満：6.0万人、65歳以上14.1万人）と推計されました。生活のしづらさがある者に対する割合で見ると15.1%（65歳未満20.4%、65歳以上13.6%）となっています。

- ・ 上記の福祉サービス利用希望者の中では、福祉サービスをどの程度利用したいかとの質問に対し、「わからない」（支援が必要なのに制度が利用できるか明確にわからない場合を含む。）と回答した者が最も多く、生活のしづらさがある者に対する割合で見ると、65歳未満で16.6%、65歳以上で9.6%となっています。

※ 上記の65歳以上には年齢不詳含む。

- 厚生労働省としては、上記の結果を踏まえ、各自治体に対し、障害者、高齢者の保健福祉に関わる制度や手続きについての周知の徹底や相談支援体制の一層の整備等を図ることについて依頼を行うこととしています。（別添2）

（参考）

今回の調査結果を反映させた我が国の障害者の総数（推計値）は787.9万人（人口の約6.2%）となります。（別添3）

※ 本調査結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>

トップページ＞統計情報・白書＞各種統計調査＞厚生労働統計一覧＞3. 社会福祉＞生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）

平成23年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 結果の概要

平成25年6月28日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課

I 調査の概要

在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とする。これまでの身体障害児・者実態調査及び知的障害児（者）基礎調査を拡大・統合して実施した。

(1) 調査の時期 平成23年12月1日現在

(2) 調査の対象 全国約4,500の国勢調査の調査区※1に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳所持者※2又は障害者手帳は非所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者※3）を対象とした。

調査票配布数24,154人、調査票回収数16,531人（回収率68.4%）、有効回答数14,243人であった。

※1 岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市及びいわき市については、東日本大震災の影響により、調査を実施していない。

※2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

※3 本人又はその家族等から「眼鏡などを使っても見えにくい」「音が聞こえにくい」「歩いたり階段を上り下りすることが難しい」「思い出すことや集中することに困難を伴う」等の回答があった者。

(3) 調査方法 調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。

調査対象者がいる場合は、本人又はその家族等に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼した上で、返送されてきた調査票の内容を集計。

(4) 推計方法 推計値については、全国推計人口（平成23年10月1日現在）に、本調査の調査対象地区の世帯人員数に占める調査対象者の割合（約5.9%（＝調査地区内の調査対象者の出現率））及び、調査票が回収されたもののうち回答があった者数に占める各項目の回答数の割合を掛けて算出。

II 調査結果の概要

※ 推計値は100の位を、構成割合は小数点以下第2位を、それぞれ四捨五入しているため、必ずしも総数と一致しないものがある。

1 障害者手帳所持者数等（推計値）

今回の調査結果によると、障害者手帳所持者数は、4,791,600人と推計される。

このうち、身体障害者手帳が3,863,800人、療育手帳が621,700人、精神障害者保健福祉手帳が567,600人となっている。

表1 障害の種類別にみた障害者手帳所持者数等

(単位：千人)

	障害者手帳所持者	障害者手帳の種類（複数回答）			障害者手帳非所持かつ自立支援給付等を受けている者	
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	※1	※2
平成23年	4,792	3,864	622	568	320	
前回※3	—	3,576	419	—	—	
対前回は (%)	—	108.1	148.4	—	—	

※1 例えば、精神障害者保健福祉手帳を所持していないが、精神科医療機関に通院している者。

※2 本調査の対象となった障害者手帳非所持で、自立支援給付等非受給者数の推計値については、1,888千人（65歳未満439千人、65歳以上（不詳含む）1,449千人）であり、うち、障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者の推計値は、1,329千人（65歳未満293千人、65歳以上（不詳含む）1,035千人）。また、そのうち、福祉サービスを利用しておらず、福祉サービスの利用を希望する者の推計値は、201千人（65歳未満60千人、65歳以上（不詳含む）141千人）。

※3 身体障害者（児）については平成18年調査の結果、知的障害者（児）については平成17年調査の結果。ただし、前回調査の数値は、手帳所持者数と手帳は所持していないが同等の障害を有する者数との合計数。

2 障害種別にみた身体障害者手帳所持者数（推計値）

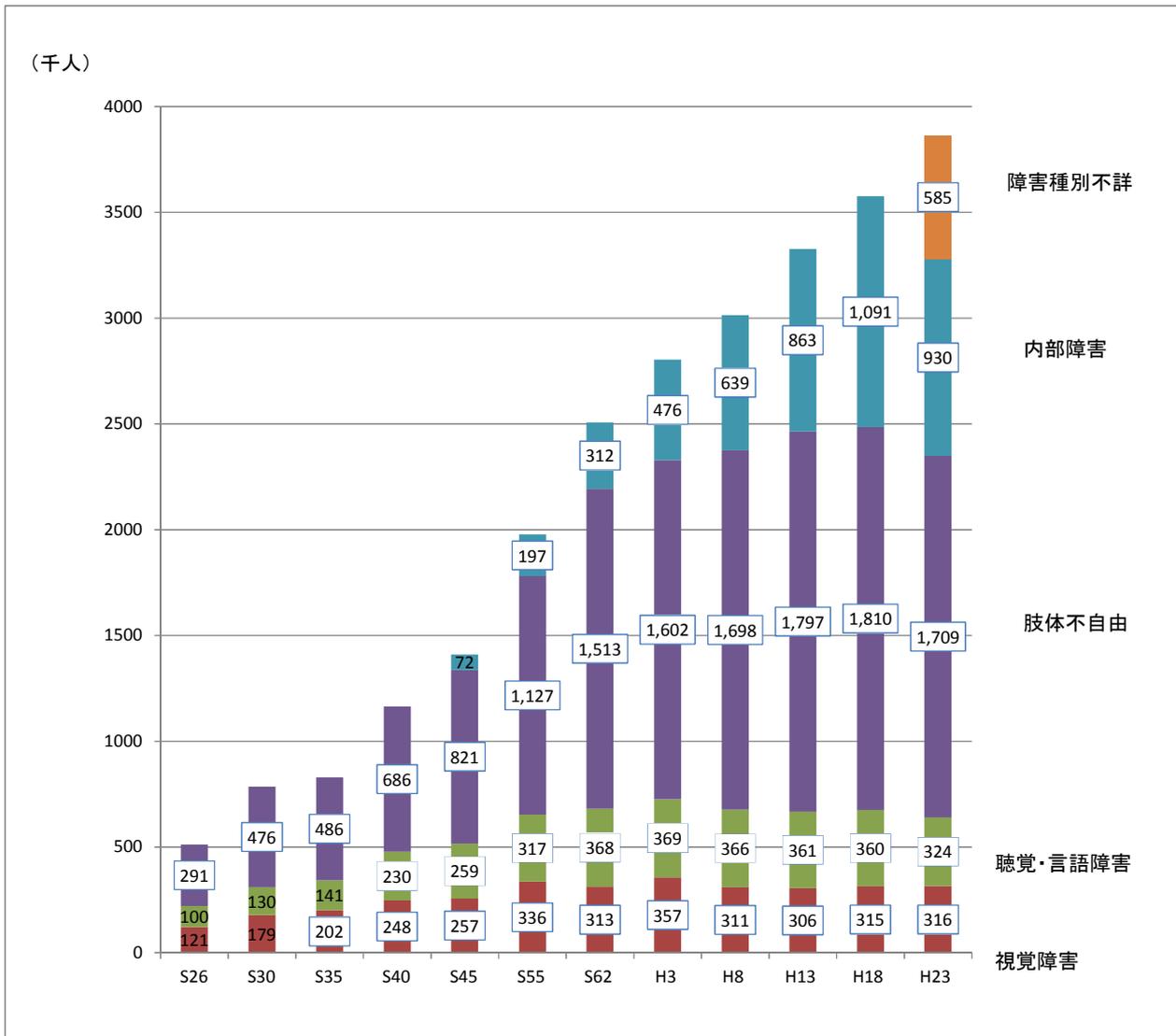
障害種別では、肢体不自由の割合が最も高く、全体の44.2%となっている。

表2 障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数

(単位：千人)

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	不詳
平成23年	3,864 (100.0)	316 (8.2)	324 (8.4)	1,709 (44.2)	930 (24.1)	585 (15.1)
平成18年	3,576 (100.0)	315 (8.8)	360 (10.1)	1,810 (50.6)	1,091 (30.5)	—

図1 障害の種類別に見た推移



3 年齢階級別に見た身体障害者手帳所持者数 (推計値)

年齢階級別にみると、65歳以上の増加が顕著であり、前回に比べ444千人(20.1%)増加している。

表3 年齢階級別身体障害者手帳所持者数

(単位：千人)

	総数	年齢階級 (歳)										
		0~9	10~17	18・19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~	不詳
平成23年	3,864 (100.0)	40 (1.0)	33 (0.9)	10 (0.3)	57 (1.5)	110 (2.8)	168 (4.3)	323 (8.4)	443 (11.5)	439 (11.4)	2,216 (57.3)	25 (0.6)
										2,655 (68.7)		
平成18年	3,576 (100.0)	41 (1.1)	52 (1.5)	12 (0.3)	65 (1.8)	114 (3.2)	182 (5.1)	470 (13.1)	394 (11.0)	436 (12.2)	1,775 (49.6)	35 (1.0)
										2,211 (61.8)		
対前回比 (%)	108.1	97.6	63.5	83.3	87.7	96.5	92.3	68.7	112.4	100.7	124.8	71.4
										120.1		

4 療育手帳所持者数（推計値）

程度別にみると、重度、その他ともに増加しており、前回に比べ203千人（48.4%）増加している。

表4 障害の程度別にみた療育手帳所持者数

（単位：千人）

	総数	重度	その他	不詳
平成23年	622 (100.0)	242 (38.9)	303 (48.7)	77 (12.4)
平成17年	419 (100.0)	165 (39.4)	204 (48.7)	50 (11.9)
対前年比 (%)	148.4	146.7	148.5	154.0

表5 年齢階級別療育手帳所持者数

（単位：千人）

	総数	年齢階級（歳）								
		0～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～	不詳
平成23年	622 (100.0)	152 (24.4)	23 (3.7)	112 (18.0)	127 (20.4)	77 (12.4)	43 (6.9)	26 (4.2)	58 (9.3)	4 (0.6)
平成17年	419 (100.0)	117 (27.9)	21 (5.0)	84 (20.0)	85 (20.3)	44 (10.5)	32 (7.6)	10 (2.4)	15 (3.6)	12 (2.9)
対前年比 (%)	148.4	129.9	109.5	133.3	149.4	175.0	134.3	260.0	386.7	33.3

5 精神障害者保健福祉手帳所持者数（推計値）

等級別にみると、2級の手帳所持者が最も多く、全体の53.5%となっている。また、年齢階級別にみると、40歳～49歳が最も多く、全体の21.0%となっている。

表6 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：千人）

	総数	1級	2級	3級	不詳
平成23年	568 (100.0)	115 (20.2)	304 (53.5)	129 (22.7)	20 (3.5)

表7 年齢階級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：千人）

	総数	年齢階級（歳）								
		0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	不詳
平成23年	568 (100.0)	11 (1.9)	33 (5.8)	98 (17.3)	119 (21.0)	96 (16.9)	61 (10.7)	35 (6.2)	109 (19.2)	5 (0.9)

（注）なお、患者調査による精神障害者数については、320.1万人となっている。

6 医師から発達障害と診断された者の数（本人・家族等からの回答に基づく推計値）

医師から発達障害と診断された者の数（推計値）については、318 千人である。

7 医師から高次脳機能障害と診断された者の数（本人・家族等からの回答に基づく推計値）

医師から高次脳機能障害と診断された者の数（推計値）については、422 千人である。

※ 以降は、有効回答数に基づく集計結果である。

8 生活のしづらさの頻度

生活のしづらさの頻度についてみると、65歳未満、65歳以上（年齢不詳を含む。）ともに「毎日」の割合が最も多くなっている。

表8 生活のしづらさの頻度の状況

（65歳未満）

	障害者手帳 所持者	障害者手帳の種類（複数回答）			手帳非所持で、自立支援 給付等を受けている者	手帳非所持で、自立支援 給付等を受けていない者
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳		
総 数	3,971 (100.0%)	2,408 (100.0%)	1,139 (100.0%)	852 (100.0%)	231 (100.0%)	893 (100.0%)
毎 日	1,511 (38.1%)	964 (40.0%)	438 (38.5%)	311 (36.5%)	78 (33.8%)	337 (37.7%)
1週間に3～6日程度	257 (6.5%)	150 (6.2%)	57 (5.0%)	82 (9.6%)	20 (8.7%)	71 (8.0%)
1週間に1～2日程度	288 (7.3%)	165 (6.9%)	70 (6.1%)	76 (8.9%)	27 (11.7%)	55 (6.2%)
2週間に1～2日程度	124 (3.1%)	71 (2.9%)	28 (2.5%)	39 (4.6%)	9 (3.9%)	23 (2.6%)
1ヶ月に1～2日程度	253 (6.4%)	145 (6.0%)	66 (5.8%)	61 (7.2%)	17 (7.4%)	46 (5.2%)
その他	249 (6.3%)	149 (6.2%)	64 (5.6%)	64 (7.5%)	13 (5.6%)	65 (7.3%)
特に生活のしづらさは無かった	1,089 (27.4%)	648 (26.9%)	344 (30.2%)	181 (21.2%)	57 (24.7%)	241 (27.0%)
不 詳	200 (5.0%)	116 (4.8%)	72 (6.3%)	38 (4.5%)	10 (4.3%)	55 (6.2%)

（65歳以上（年齢不詳を含む））

	障害者手帳 所持者	障害者手帳の種類（複数回答）			手帳非所持で、自立支援 給付等を受けている者	手帳非所持で、自立支援 給付等を受けていない者
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳		
総 数	5,779 (100.0%)	5,454 (100.0%)	126 (100.0%)	303 (100.0%)	420 (100.0%)	2,949 (100.0%)
毎 日	2,709 (46.9%)	2,570 (47.1%)	50 (39.7%)	134 (44.2%)	262 (62.4%)	1,429 (48.5%)
1週間に3～6日程度	340 (5.9%)	323 (5.9%)	9 (7.1%)	18 (5.9%)	24 (5.7%)	184 (6.2%)
1週間に1～2日程度	348 (6.0%)	325 (6.0%)	9 (7.1%)	24 (7.9%)	31 (7.4%)	194 (6.6%)
2週間に1～2日程度	112 (1.9%)	106 (1.9%)	4 (3.2%)	8 (2.6%)	8 (1.9%)	76 (2.6%)
1ヶ月に1～2日程度	245 (4.2%)	236 (4.3%)	7 (5.6%)	13 (4.3%)	16 (3.8%)	96 (3.3%)
その他	246 (4.3%)	225 (4.1%)	9 (7.1%)	18 (5.9%)	11 (2.6%)	128 (4.3%)
特に生活のしづらさは無かった	1,254 (21.7%)	1,193 (21.9%)	25 (19.8%)	59 (19.5%)	48 (11.4%)	619 (21.0%)
不 詳	525 (9.1%)	476 (8.7%)	13 (10.3%)	29 (9.6%)	20 (4.8%)	223 (7.6%)

9 福祉サービスの利用希望

福祉サービスの利用希望についてみると、65歳以上（年齢不詳を含む。）の手帳非所持で、自立支援給付等を受けている者において、「1週間に1～2日程度」が19.5%と最も多くなっているが、それ以外では、「利用したくない」の割合が最も多くなっている（「わからない」及び「不詳」の回答を除く）。

表9 福祉サービスの利用希望の状況

(65歳未満)

	障害者手帳 所持者	障害者手帳の種類（複数回答）			手帳非所持で、自立支援 給付等を受けている者	手帳非所持で、自立支援 給付等を受けていない者
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳		
総 数	3,971 (100.0%)	2,408 (100.0%)	1,139 (100.0%)	852 (100.0%)	231 (100.0%)	893 (100.0%)
毎 日	138 (3.5%)	90 (3.7%)	60 (5.3%)	29 (3.4%)	4 (1.7%)	13 (1.5%)
1週間に3～6日程度	176 (4.4%)	126 (5.2%)	55 (4.8%)	38 (4.5%)	4 (1.7%)	9 (1.0%)
1週間に1～2日程度	219 (5.5%)	122 (5.1%)	78 (6.8%)	60 (7.0%)	4 (1.7%)	34 (3.8%)
わからない	778 (19.6%)	395 (16.4%)	280 (24.6%)	201 (23.6%)	45 (19.5%)	207 (23.2%)
利用したくない	1,349 (34.0%)	906 (37.6%)	273 (24.0%)	248 (29.1%)	112 (48.5%)	403 (45.1%)
不 詳	1,311 (33.0%)	769 (31.9%)	393 (34.5%)	276 (32.4%)	62 (26.8%)	227 (25.4%)

(65歳以上（年齢不詳を含む）)

	障害者手帳 所持者	障害者手帳の種類（複数回答）			手帳非所持で、自立支援 給付等を受けている者	手帳非所持で、自立支援 給付等を受けていない者
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳		
総 数	5,779 (100.0%)	5,454 (100.0%)	126 (100.0%)	303 (100.0%)	420 (100.0%)	2,949 (100.0%)
毎 日	184 (3.2%)	170 (3.1%)	5 (4.0%)	13 (4.3%)	29 (6.9%)	110 (3.7%)
1週間に3～6日程度	324 (5.6%)	304 (5.6%)	12 (9.5%)	16 (5.3%)	43 (10.2%)	167 (5.7%)
1週間に1～2日程度	493 (8.5%)	465 (8.5%)	8 (6.3%)	39 (12.9%)	82 (19.5%)	308 (10.4%)
わからない	880 (15.2%)	835 (15.3%)	25 (19.8%)	50 (16.5%)	73 (17.4%)	637 (21.6%)
利用したくない	1,535 (26.6%)	1,478 (27.1%)	19 (15.1%)	55 (18.2%)	70 (16.7%)	957 (32.5%)
不 詳	2,363 (40.9%)	2,202 (40.4%)	57 (45.2%)	130 (42.9%)	123 (29.3%)	770 (26.1%)

10 手帳非所持で、自立支援給付等を受けていない者の生活のしづらさ等の状況

本調査の対象となった手帳非所持で、自立支援給付等を受けていない者のうち、70.4%が障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある。そのうち、福祉サービスを利用しておらず、福祉サービスの利用希望がある者は、15.1%である。

表10-1 手帳非所持で、自立支援給付等を受けていない者の生活のしづらさ等の状況

	総数		
		65歳未満	65歳以上
手帳非所持で、自立支援給付等を受けていない者	3,842 (100.0%)	893 (100.0%)	2,949 (100.0%)
障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがない者	860 (22.4%)	241 (27.0%)	619 (21.0%)
障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者 - (a)	2,704 (70.4%)	597 (66.9%)	2,107 (71.4%)
不詳	278 (7.2%)	55 (6.2%)	223 (7.6%)

(注) 障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者は、表8の「特に生活のしづらさはなかった」及び「不詳」以外の合計

表10-2 障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者の福祉サービスの利用等の状況

		総数		
			65歳未満	65歳以上
障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者 - (a)		2,704 (100.0%)	597 (100.0%)	2,107 (100.0%)
福祉サービスを利用している者		876 (32.4%)	23 (3.9%)	853 (40.5%)
福祉サービスを利用していない者		1,224 (45.3%)	371 (62.1%)	853 (40.5%)
(福祉サービスの利用希望状況)	福祉サービスの利用希望がある者	408 (15.1%)	122 (20.4%)	286 (13.6%)
	毎日利用したい	14 (0.5%)	7 (1.2%)	7 (0.3%)
	1週間に3～6日程度	13 (0.5%)	3 (0.5%)	10 (0.5%)
	1週間に1～2日程度	80 (3.0%)	13 (2.2%)	67 (3.2%)
	わからない(注)	301 (11.1%)	99 (16.6%)	202 (9.6%)
	利用したくない	521 (19.3%)	213 (35.7%)	308 (14.6%)
	不詳	107 (4.0%)	36 (6.0%)	71 (3.4%)
不詳		792 (29.3%)	203 (34.0%)	589 (28.0%)

(注) 支援が必要なのに制度が利用できるか明確にわからない場合は、「わからない」を選択。

事務連絡
平成25年6月28日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

平成23年生活のしづらさなどに関する調査（在宅障害児・者等実態調査）について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。また、本調査の実施にあたりましては、ご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

今般、その結果がまとまりましたので、関係資料を送付いたします。

本調査の結果では、「障害者手帳非所持で、自立支援給付を受けていないが、障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者」（以下「生活のしづらさがある者」という。推計で132.9万人）のうち、福祉サービスを利用しておらず、福祉サービスの利用を希望する者の割合は、65歳未満で20.4%、65歳以上で13.6%でありました。

また、上記の福祉サービスの利用を希望する者の中では、福祉サービスをどの程度利用したいかとの質問に対し、「わからない」（支援が必要なのに制度が利用できるか明確にわからない場合を含む。）と回答した者が最も多く、生活のしづらさがある者に対する割合で見ると、65歳未満で16.6%、65歳以上で9.6%でありました（結果の概要 表10参照）。

このため、厚生労働省としては、障害者、高齢者の保健福祉に関わる制度や手続きについての周知の徹底や相談支援体制の一層の整備を図ること及び自治体による障害福祉計画の作成等を通じ、引き続き、地域のニーズに応じたサービス提供体制の整備を進めることが重要と考えています。

各自治体におかれましても取組みへのご協力をお願いいたします。

なお、本年4月から施行された障害者総合支援法の中で、障害者の範囲に難病等（130疾患）を追加し、障害福祉サービス等の対象としています。この障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、今後、見直しを行うこととしております。

障害者の数

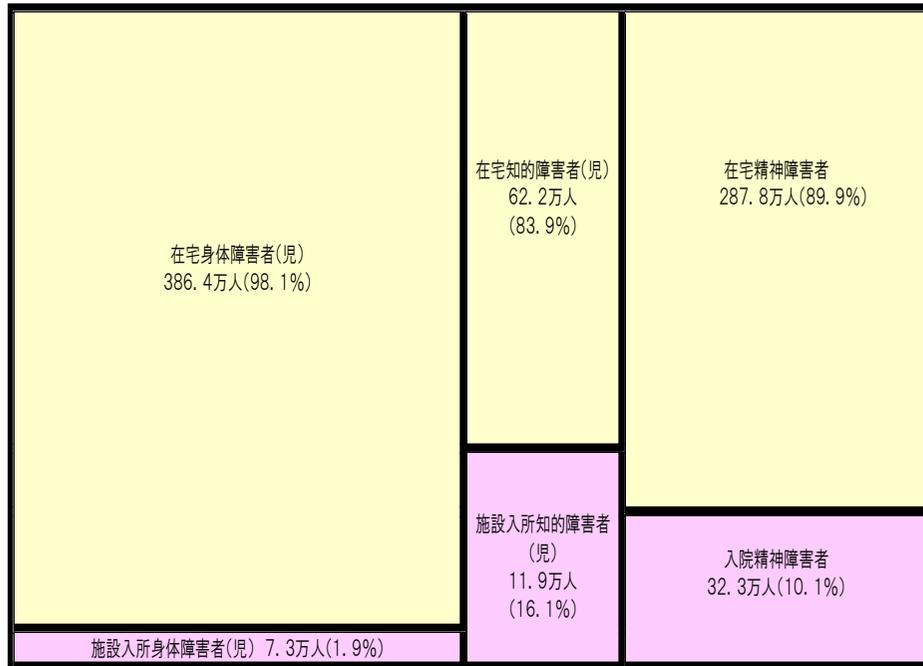
参考（別添3）

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

（在宅・施設別）

障害者総数 787.9万人（人口の約6.2%）
 うち在宅 736.4万人（93.5%）
 うち施設入所 51.5万人（6.5%）

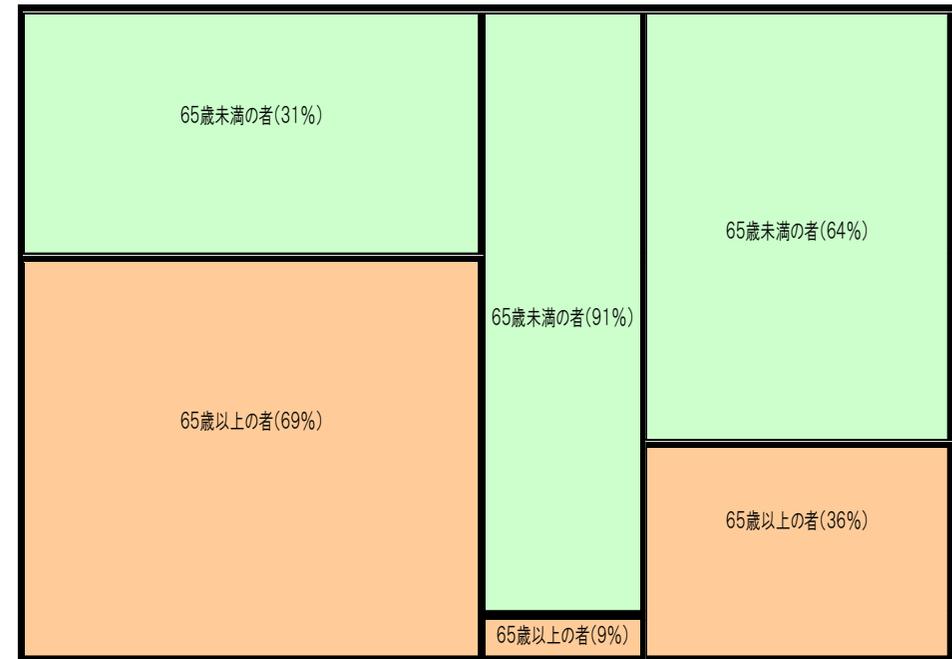
身体障害者(児) 393.7万人 知的障害者(児) 74.1万人 精神障害者 320.1万人



（年齢別）

障害者総数 787.9万人（人口の約6.2%）
 うち65歳未満 50%
 うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人 知的障害者(児) 74.1万人 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。